

観光目的税導入施行に係る留意事項について

▶ 観光目的税の活用効果は毎年度検証し、制度の見直しも適宜検討すること

使途事業の検証や環境の変化等を踏まえ、一定の期間ごとに制度の検証を行う必要がある。特に、制度導入直後は様々な課題が出てくることが想定されることから、短期間（1～2年）で制度の見直しを行うこと。

▶ 特別徴収義務者の事務負担や徴収コストへ十分配慮すること

制度の導入・運用に伴う特別徴収義務者の経費負担については、特別徴収義務者の持ち出しとならないよう、十分に配慮すること。

▶ 制度の導入に当たっては関係者に丁寧に説明するとともに、できるだけ早期に導入すること

2020年の那覇空港第2滑走路の供用開始やオリンピック開催等を踏まえ、可能な限り早めに導入する必要がある。しかし、導入に当たっては、関係者の理解と協力が必要なことから、その理解が得られるよう丁寧に説明を行うこと。また、宿泊事業者のフロントシステムの改修、MICEやパッケージ商品等の旅行業者の商品造成サイクルを踏まえた上で、必要な周知期間を確保すること。

▶ 導入目的や使途について、観光客が理解しやすい説明を考えること

条例上の導入目的とは別に、名称を含め、特別徴収義務者が説明しやすく、観光客が理解しやすい説明を考えること。また、使途についても、観光客が納得しやすいような説明を考えること。

▶ 徴収事務の簡素化を図ること

徴収に係る事務手続きをできる限り簡素なものとするとともに、小規模事業者等における事務負担の軽減を図る観点から、納付期間の設定等にも配慮すること。

▶ 県民の満足度向上につながるようにすること

持続可能な観光地づくりを行うためには、県民理解のもと、県民と観光客が共生するということが重要であることから、客観的指標で県民の満足度を調査・分析するとともに、その満足度が向上することにも税源を活用すること。

観光目的税（宿泊税）導入施行に係る留意事項について

▶ 市町村における観光ニーズも踏まえ、効果的に観光目的税を活用すること

広域自治体として沖縄県で取り組む施策と基礎自治体として市町村で取り組む施策の重複が生じないよう市町村や関係団体等との間でしっかり調整を図る必要があるとともに、観光客及び地域住民に直接対応し、その満足度の向上を図るため、受入環境の整備を中心とした施策に取り組む市町村に対して、広域的な観点による市町村連携等も踏まえた上で、税収を配分すること。

また、市町村の取組に税収を充当するに当たっては、整備だけでなく維持管理に関する費用にも充てられるようにすること。

▶ 宿泊税の導入を検討している自治体と早期に調整を図ること

観光客は行政区域に縛られず移動するため、広域的な視点で何にどう使うかが重要になることを念頭に置きながら、納税者の過重な負担とならないよう、宿泊税の導入を検討している自治体と早期に調整を図ること。

▶ 観光目的税導入に対する観光客及び県民の考え方のフォローアップを行うこと

ニーズの変化が著しい観光客の旅行動態及び県民への影響を把握し、効果的な施策を展開するために、導入後も、観光客や県民の観光目的税に対する考え方について継続的なフォローアップを行うこと。

▶ 観光目的税の適正管理のために基金を設置すること

観光目的税を管理する基金を設置し、その税収と他の歳入と厳格に区別すること。

▶ 前年度の効果検証と翌年度の活用事業について審議する「観光目的税制度適正運用検証・検討委員会（仮称）」を設置すること

観光目的税の公正・中立な活用、効果的な活用を図る観点から、有識者、観光関連団体、市町村等で構成する「観光目的税制度適正運用検証・検討委員会（仮称）」を設置し、前年度の事業効果の検証と翌年度の活用事業（案）について審議することとし、県は審議結果を尊重すること。